



- I. GDPR: 同意ガイドラインの更新～クッキーの処理時の同意の取得方法が明確化
- II. 欧州の非上場企業の買収契約における MAC (Material Adverse Change) 条項について - COVID-19 の影響を受けて -
- III. オンラインマーケットプレイス運営者は、商標権侵害商品の在庫管理・出荷等を行うことによって、自らも直接に商標権を侵害するか (Coty v. Amazon 事件)
- IV. エネルギー憲章条約の「現代化」に向けた近時の動向 - 欧州委員会の改正案
- V. 英国金融規制の施行予定がまとめられた Regulatory Initiatives Grid の初公表

2020年
6月19日号

I. GDPR: 同意ガイドラインの更新～クッキーの処理時の同意の取得方法が明確化

執筆者: 石川 智也、角田 龍哉

2020年5月4日、欧州データ保護評議会(EDPB)は、同意ガイドラインの更新版を採択しました¹。今回のガイドラインの更新版は、主にクッキー等の処理に関して以下の2点を追記するものであり、日本企業のGDPR対応も一部見直しが求められます。

1. 同意の任意性(paras. 38-41)

まず、EDPBは、同意は任意に行われたものでなければならないという要件との関係で、サービスの提供者は、同意がないことを理由に自身のサービスへのアクセスを妨げてはならない旨を明確化しました。その上で、EDPBは、同意を任意に取得するためには、サービスや機能へのアクセスに際し、ユーザーの端末機器への情報の保存、又は既にユーザーの端末機器内に保存された情報へのアクセスに対する同意を条件としてはならない旨を新たに示しました。

具体例としては、ウェブサイト運営者が、クッキーを受け容れる旨のリクエスト、並びにクッキーが使用されていること及び何の目的のためにデータが処理されるかについての情報しか閲覧できないスクリプトを設定し、「Accept cookies」と記載されたボタンをクリックしなければそのウェブサイトのコンテンツにアクセスできないときは、データ主体に真正な選択肢が与えられていないため、同意は任意性の要件を欠き、無効であるとされています。これにより、クッキーを受け容れるよう同意をしなければコンテンツが見られない旨のクッキーウォールは無効であることが明確になったといえます。

2. 明確な意思表示(para. 86)

ウェブページにおけるスクロールやスワイプその他類似のユーザーの行動は、如何なる場合も明確かつ積極的な行動ではない(スクロール等を理由に同意したものとみなすことはできない)旨が改めて指摘されています。その理由として、①そのような行動は、利用者による他の行動等と区別し難いため、明確な同意が得られた旨を判断できず、また、②同意の際と同程度の容易さを以て利用者がその同意を撤回する手段を提供し難い旨が指摘されています。

¹ https://edpb.europa.eu/sites/edpb/files/files/file1/edpb_guidelines_202005_consent_en.pdf

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

3. 日本企業の GDPR 対応への影響

今回 EDPB から示されたこれらの考え方は、従来の実務を変更するものではなく、各国のデータ保護当局がガイドライン等を通じて明確にしてきたクッキーの処理についての適法な同意取得の在り方を EEA レベルで確認するものです。例えば、欧州司法裁判所がチェック済みの確認欄を通じた同意の取得は有効ではない旨の判断を下していたり、加盟国のデータ保護当局(オランダ等)がクッキーウォールに基づく同意の取得は有効とはいえない旨の見解を表明していたりしていたところです。日本企業も、欧州の拠点のウェブサイトについては至急対応が求められるとともに、日本の拠点のウェブサイトについても GDPR の適用を受ける可能性のあるデータ処理を含むものについては、同意取得の在り方を見直す必要があります。特に、日本のウェブサイトで見られる「みなし同意」のタイプのポップアップツールについては、GDPR 対応としては十分ではなく対応が必要であることが明確となりました。

なお、現在検討が進められている ePrivacy 規則において、同意の定義は GDPR と同一であるとされているため、今回示された解釈は、ePrivacy 規則における同意の意義においても当てはまることを見込まれます。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n.ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR、CCPA、タイの個人情報保護法を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。



つのだ たつや
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士
t.tsunoda@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、IT/デジタル、プラットフォーム規制や、通商法、データ保護法、会社法等を幅広く担当。近時の著作として、「プラットフォーム事業者側の視点 (特集: プラットフォーム規制の現在地)」(ジュリスト1545号)、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト1508号)等がある。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

II. 欧州の非上場企業の買収契約における MAC (Material Adverse Change) 条項について -COVID-19 の影響を受けて-

執筆者: 木津 嘉之、小阪 将平

1. 概要

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) (以下「COVID-19」といいます) は、欧州でもその猛威を振るい、ロックダウン及びその後の移動制限等に伴うビジネスに対する影響も心配されています。かかる状況の中、日本企業による欧州企業の買収取引においても、COVID-19 に伴う経済的影響に対する一定のプロテクションを買収契約において読み込む、又は、規定するよう検討する事例も見受けられます。当該影響を買収価格に反映させるよう予め定める方法(買収価格の減額又は将来の対象会社の業績に関する一定の指標を参考に買収価格を調整するアーンアウト条項の規定等)も考えられますが、本ニューズレターでは、買主側のプロテクションの一つとして、MAC/MAE (Material Adverse Change/Material Adverse Effect) 条項(以下では、統一して「MAC 条項」といいます)に焦点を当て、欧州の非上場企業の買収契約における MAC 条項の概要・現状とその留意点を紹介いたします。

2. MAC 条項の概要²

企業買収取引においては、契約締結と同時にクローリングが完了できず、一定の期間経過後にクローリングが実施されることがあります。例えば、ある企業買収取引において独占禁止法上の届出が必要となる場合、その待機期間の完了を確認した後にクローリングを実施することとなります。かかる場合における、契約締結からクローリングまでに生じた又は発見された事業等に対する影響の当事者間でのリスク分配は従前から議論されているところです。補償により対応するののも一つの方法ですが、特に対象会社の事業等に対する重大な悪影響については、その発生又は発見を前提条件として定める(MAC 条項)こと³で、買主が当該取引からウォークアウェイできるよう規定することも、企業買収取引の当事者間におけるリスク分配の方法の一つとなります⁴。

MAC 条項の規定方法としては、例えば、「対象会社の事業、資産、負債、財務状態、経営成績、キャッシュフロー又は将来の収益計画に重大な悪影響を及ぼす、又は合理的に及ぼし得る事由が発生していないこと」といったように重大な悪影響(Material Adverse Effect)を定義した上で、当該重大な悪影響が発生していないことを取引の実行の前提条件とする、又は、契約の解除事由とするよう構成することが一般的です。

3. 欧州企業買収プラクティスと MAC 条項

(1) 欧州全般におけるプラクティス

米国及び日本における企業買収のプラクティスにおいては、MAC 条項を前提条件として規定することを売主から許容されることもあります。これに比して、欧州の買収契約においては、MAC 条項が規定されるケースは多くありません。ある法律事務所の統計において、欧州地域で行われた企業買収取引で MAC 条項が規定されたのは約 14%とのことであり、米国における約 93%と比べると、大きな相違があります⁵。

したがって、欧州における取引の傾向として、MAC 条項を前提条件として規定することは、一般的なプラクティスとは言えません⁶。

(2) 欧州主要国の状況

上記欧州全般の傾向に沿って、英国、ドイツ及びフランスといった欧州主要国においても、MAC 条項が買収契約に規定されることは一般的ではありません。その意味で、MAC 条項に関する確立したプラクティスが存在しないため、詳細な規定を定めることが容易ではないケースも多く見受けられます。もっとも、以下に例示するとおり、各国の法令及び裁判所との関係において、概して、当事者間の具体的な合意内容が重視される傾向にありますので、いかなる規定を契約書上設けるかについては慎重に検討する必要があります。

例えば、株式譲渡契約に規定された MAC 条項の適用について判断された英国の裁判例⁷においては、MAC 条項への該当性を、契約当事者の合意に関する一般的な意思解釈の方法により判断しています。かかる判断は、ファイナンス取引についての事

² 詳細は、[N&A ニュースレター2020年4月8日号『新型コロナウイルス感染症\(COVID-19\)を踏まえた M&A 実務における留意点\(I\)』](#)をご参照ください。また、日本法における MAC 条項一般については、[N&A ニュースレター2020年4月13日号『COVID-19 and Material Adverse Change Clauses under Japanese Law』](#)をご参照ください。

³ マーケット全般に関連する重大な悪影響を捕捉するいわゆるマーケット MAC と区別する観点から、対象会社の事業に関連する MAC 条項をビジネス MAC と表現することもあります。本ニュースレターでは、この種取引において議論されることが多い、ビジネス MAC を前提に論じています。

⁴ もっとも、売主としては、契約締結後に取引が中止されることを避けたいと考えることから、MAC 条項の削除、又は、当該 MAC 条項の適用範囲の制限等を求めてくるのが考えられます。

⁵ CMS European M&A Study 2019。かかる割合は、当職らにおける欧州案件の過去の経験にも沿っております。

⁶ もっとも、近年は MAC 条項が受け入れられるケースも増加傾向にあります。

⁷ Ipsos SA v. Dentsu Aegis Network Ltd (formerly Aegis Group Plc)[2015] EWHC 1726 (Comm)。

案であるものの、MAC 条項の一般的な解釈を示したと解されている裁判例⁸における規範とも整合します。

4. COVID-19 及びこれと類似する事象を意識した上での MAC 条項の規定と日本企業の留意点

前記 3.に記載のとおり、MAC 条項に該当するかの判断においては、契約上の文言の解釈が重要であり、日本企業が今後欧州の企業を買収するに際して、この度の COVID-19 及びその影響並びに今後起こり得る類似する事象を想定した上で、どのように MAC 条項を交渉すべきかが問題となります。

(1) COVID-19 及びその影響と MAC 条項における除外事由

買収契約において規定される MAC 条項においては、一般的な経済状況や市場の変化等に伴う対象会社の事業等への重大な悪影響については除外事由(「マーケット除外事由」として規定されることも少なくありません⁹)。COVID-19 は、あらゆる業界において一般的な経済状況や市場の変化として影響を及ぼしており、その結果として、買収対象となる企業の事業に影響を与えることとなります。そのため、COVID-19 及びその影響並びにこれに類似する事象を MAC 条項の適用対象としたい場合には、マーケット除外事由により除外されることとならないよう慎重に規定する必要があります。

(2) 重大性の基準及び適用される悪影響の内容

また、MAC 事由を一般的な文言で規定するにとどめず、対象会社に影響を与える事象及び重大と言えるための悪影響の程度を含め、詳細かつ明確な条項を規定しておくことで、MAC 条項に依拠できる可能性を高めておくことが考えられます。例えば、伝染病、感染症、疫病又は流行病の発生といった原因が重大な悪影響の定義に含まれることの確認に加え、重大な悪影響に該当するためのサプライチェーンの中断に関する期間、クライアントからの注文金額の減少割合、対象企業の事業見通しの悪化に関する割合等について、具体的な数値基準を設定しながら条項に落とし込むことも考えられます。

(3) 欧州におけるプラクティス上の留意点

もっとも、欧州においては、売主が契約締結後の取引実行の確実性を重要視する傾向にあります。そのため、リスク分配については損害賠償や補償の規定に依拠することとし、クロージンを妨げるような前提条件や MAC 条項を規定することには強く抵抗する傾向があることから、現在、少なからず相手方となる売主も当該影響を既に欧州でのビジネスリスクとして認識・把握していることも踏まえると、COVID-19 及びその影響又はこれに類似する事象が生じた場合の影響がカバーされるような条項については、強い拒否反応を示すことが予想されます。したがって、相手方の反応も想定した上で、落としどころを踏まえた戦略的な交渉を実施する必要があります。

⁸ Grupo Hotelero Urvasco SA v. Carey Value Added SL (formerly Losan Hotels World Value Added I SL) [2013] EWHC 1039 (Comm)。同裁判例は、ファイナンス取引に関するものであるものの、上記一般的な契約解釈の規範に加え、米国の判例を参考とした上で、契約締結時に認識又は予測されるべき事象、及び、一時的な事象は除外されるとしています。

⁹ 投資の前提として、マーケット全体のリスクについては甘受したと考えられるため。

きず よしゆき
木津 嘉之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

my_kizu@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2015年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)ロースクール卒業(LL.M.)。欧州地域を含む、国内外のM&A案件を中心に、独占禁止法案件を含む企業法務全般に従事。ロンドン留学の後、欧州各主要国(ドイツ、フランスおよびイタリア)の法律事務所および日本企業のM&Aチームにて約3年に亘り出向する中、日本企業およびプライベートエクイティファンドをクライアントとする欧州M&A案件につき、エクセキューションのみならず、事業戦略策定からPMIに至るまで、数多く関与。欧州全体のM&Aに関する法制および実務プラクティスに詳しく、複数のリーディングファームとのコネクションを通じ、案件の規模に応じ、効率的かつ機動的に案件を手掛ける。

こさか しょうへい
小坂 将平

西村あさひ法律事務所 弁護士

s_kosaka@jurists.co.jp

2019年弁護士登録。2016年京都大学法学部中退、2018年京都大学法科大学院卒業。
国内外のM&A案件等を中心に、企業法務全般に幅広く従事。

III. オンラインマーケットプレイス運営者は、商標権侵害商品の在庫管理・出荷等を行うことによって、自らも直接に商標権を侵害するか(Coty v. Amazon 事件¹⁰)

執筆者:石川 智也、木村 響

1. 事案の概要

原告は、オンラインマーケットプレイスへの出店者がそのマーケットプレイスにおいて販売する商品の中に、原告がライセンスを有している EU 商標に係る商標権を侵害する商品が含まれていることを理由として、そのマーケットプレイスの運営者に対して、その商標権を侵害する特定の商品をドイツ国内で保管し又は出荷することの差止めを求めて、ドイツ国内の裁判所に提訴した。ドイツ国内裁判所は、判決を下す前提として、以下の法的論点について、欧州司法裁判所の判断を仰いだ。

2. 論点

欧州司法裁判所の判断が仰がれたのは、「第三者のために商標権侵害品を保管(store)する者は、商標権侵害の事実を知らず、自らは、侵害品を提供し、又は市場の流通下に置く目的を有していなくても、それらの目的で侵害品を保管しているものとみなされるのか」という論点である。

3. 判決の内容

旧 EU 商標規則¹¹上、商標権者は、第三者が、自身の商標と同一の、又は混同を生じさせるおそれのあるサインを取引の過程で「使用」することを禁止する権利を有する(9 条 1 項柱書)。また、(i)商品の提供、(ii)商品を市場の流通下に置くこと、又は、(iii)商品を提供し若しくは市場の流通下に置く目的での商品の保管は、上記に基づいて禁止される旨が例示されている(旧 EU 商標規則 9 条 2 項(b))。

本判決は、まず、旧 EU 商標規則 9 条 1 項柱書の「使用」の意義について、以下のように、従前欧州司法裁判所が先例において示した内容を指摘している。

¹⁰ Case C-567/18, Coty Germany v Amazon Services Europe.

¹¹ 旧 EU 商標規則とは、Council Regulation (EC) No 207/2009 of 26 February 2009 on the Community Trade Mark を指す。本件は旧 EU 商標規則が適用される事例であるが、2017 年 10 月 1 日、旧 EU 商標規則が改正され、新 EU 商標規則 (Regulation (EU) 2017/1001 of the European Parliament and of the Council of 14 June 2017 on the European Union Trade Mark) が施行されている。旧 EU 商標規則 9 条 2 項(b)を受け継ぐ新 EU 商標規則 9 条 3 項(b)にも、本稿で検討するのと類似の論点が存在する。

- ・ 「使用」という表現は、「積極的な作為(active behaviour)であり、直接又は間接的にその行為を支配すること」に関連する。
- ・ 商標権者の許諾なき商標の使用を防止するという観点からは、「使用」を構成する行為を直接又は間接に支配する第三者のみが、そのような使用を中止し、禁止規定を実効的に遵守することができる。
- ・ 第三者による商標の使用を論じる際には、通常、第三者が、自らの商業的コミュニケーション中で同商標を使用することが想定されている。
- ・ E コマースプラットフォーム上でなされる商品販売に際して商標が表示されるとき、それは商品を販売する出品者自身によってなされているといえる。
- ・ ある者が、第三者が商標を使用するための技術的要件を作出したとしても、それのみでは自らが商標を使用したことにはならない。
- ・ 商品を輸入し、保管業者に送る主体は商標を使用しているものとみなされるが、保管業者それ自体はそうではない。

また、同判決は、旧 EU 商標規則 9 条 2 項(b)号も、「商品を提供し又は市場の流通下に置く目的で」在庫を保管することが商標の「使用」に当たるとされており、問題となっている行為を行った者にこのような目的が認められない場合には、商標の使用を構成する行為がその者によって行われたとしても、その者自身の商業的コミュニケーションの中で商標が使用されたともいえない旨を述べた。

そして、本件においては、オンラインマーケットプレイスの運営者自らが商標権を侵害する商品を販売するのではなく、かつ自らが同商品を市場における流通に置くのではなく、商標を付した出品者のみが同商品を市場で販売・流通させる意図を有しているという前提の下で、オンラインマーケットプレイスの運営者は、在庫管理・出荷等の行為を行ったとしても、それらは自らの商業的コミュニケーションの中で商標を「使用」する行為とは認められない旨を判示した。

ただし、オンラインマーケットプレイスの運営者が、第三者のために(on behalf of)在庫管理・出荷等をしていたのではなく、当該運営者自身のためにこれらの行為を行っていたとされる可能性や、出品者が特定できない場合にオンラインマーケットプレイスの運営者によって商品の提供又は市場への流通がなされていたとされる可能性を排除するものではないとの留保が付されている。

4. 本判決の示唆

本判決によれば、EU 商標規則との関係では、オンラインマーケットプレイスの運営者は、商標権侵害の責任を直接負わないと読む向きもあるかもしれない。

しかし、本判決は、侵害品の保管行為(store)の目的についてはドイツの裁判所の事実認定を前提としており、オンラインマーケットプレイスに出品された商品の保管は、出品者と運営者のいずれのために行われたものと評価すべきか(運営者の保管目的の評価)については、何ら判断基準を示していない。

オンラインマーケットプレイスの運営者が出品者の商品販売に関与する程度については、単に在庫保管・出荷業務を行うに留まるものから受注活動に積極的に関与するものまで、サービスごとに異なり得る。運営者の関与の態様・程度によっては、商品の保管が出品者ではなく当該運営者のために行われたものと判断される可能性は残されているのではないかと思われる。そのため、本判決を前提としても、個別事案において運営者が行った保管行為の目的の認定次第では、なおオンラインマーケットプレイスの運営者に商標権侵害の直接責任が及ぶ余地は残されているものと考えられる。

いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR、CCPA、タイの個人情報保護法を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。

きむら ひびき
木村 響

西村あさひ法律事務所 弁護士

hi_kimura@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。2014年東京大学法学部卒業、2016年東京大学法科大学院卒業。WTO紛争解決手続等の国際通商法に関する政府法務、日本企業を代理した貿易救済措置の申請、そして世界各国での企業結合審査対応やデジタルプラットフォームをめぐる独禁法上の問題対応等の競争法実務に従事する。近時の共著作として、独立行政法人経済産業研究所Web解説TPP協定「5税関当局および貿易円滑化」、第一東京弁護士会編「これだけは知っておきたい！ 弁護士による宇宙ビジネスガイド」(同文館出版、2018年)がある。

IV. エネルギー憲章条約の「現代化」に向けた近時の動向 - 欧州委員会の改正案 執筆者: 石戸 信平、川崎 勝暉

1. はじめに

エネルギー憲章に関する条約(Energy Charter Treaty (ECT))は、エネルギー分野における貿易及び投資を全世界的に促進すること等を目的とする多国間条約として、1994年12月に作成され、1998年4月16日に発効した¹²。2019年2月現在、日本、旧CIS諸国、EU加盟国等の51か国及び2国際機関(EU及びEuratom)がECTに署名している¹³。

ECTは、一般的な二国間の投資協定と同様に投資保護を規定し、投資家と締約国政府との間で締約国のエネルギー政策に関する紛争が生じた場合、当該紛争を仲裁等の紛争解決手続(investor-State Dispute Settlement(ISDS))に付託することを認めている¹⁴。ECTのISDS条項は、エネルギー投資に伴う紛争を解決する手段として、広く用いられ、2020年6月現在、ECTを根拠に申し立てられた投資仲裁の件数は、公表されているものだけでも130に上っており¹⁵、そのうち、日本企業が再生可能エネルギーの買取制度の変更等に関してスペインを提訴したものが3件報告されている¹⁶。

このように、ECTは、エネルギー分野における多国間の投資協定と呼べるものであり、EU加盟国や旧CIS諸国のエネルギー案件に投資する日本企業に有力な法的保護を提供するものである。このため、[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2019年2月号「intra-EU ISDSの利用可能性の「消滅」-EU加盟国代表による宣言」](#)では、EU加盟国間の二国間投資保護協定(intra-EU BIT)の終了後は、日本企業によるEU加盟国のエネルギー案件の投資において、ECTの法的保護の適用可能性を確保することがより重要になることを指摘した。但し、ECTについては、今日改正に向けた動きが始まっており、今後日本企業がECTの活用を検討する上では、改正の方向性を注視していく必要がある。そこで、本ニュースレターでは、近時のECT改正に向

¹² <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000089854.pdf>.

¹³ <https://www.energycharter.org/process/energy-charter-treaty-1994/energy-charter-treaty/>.

¹⁴ <https://www.meti.go.jp/report/tshaku2018/2018honbun/i3120000.html>.

¹⁵ <https://www.energycharter.org/what-we-do/dispute-settlement/all-investment-dispute-settlement-cases/>.

¹⁶ [JGC Corporation v. Spain, ICSID Case No. ARB/15/27](#); [Eurus Energy Holdings Corporation and Eurus Energy Europe B.V. v. Spain, ICSID Case No. ARB/16/4](#); [Itochu Corporation v. Spain, ICSID Case No. ARB/18/25](#).

けた EU 等の動き及び先月公表された欧州委員会による改正案の内容を概観し、今後の改正交渉に関して注目すべき点について論じる。

2. 改正に向けた動き

上記に述べたとおり、ECT は、エネルギー分野における投資に有効な法的保護を提供するものであるが、他方で、ECT が 1990 年代以降改正されておらず、現代型の投資協定と比べると、条文上、国家の措置が投資家により争われやすいこと等の懸念が EU 等により示されてきた¹⁷。

また、近年では、EU 加盟国による再生可能エネルギーの買取制度の変更等に関して、ECT を根拠に、公表されているものだけでも、スペインに対しては 46 件、イタリアに対しては 9 件、チェコに対しては 6 件の投資仲裁が提起されている。このような事態に直面し、イタリアは、今後、同国のエネルギー市場に参入する投資家から同種の投資仲裁を提起されることを防ぐため、2016 年 1 月 1 日付けで ECT から脱退した(もともと、脱退時点で既に参入していた投資家の投資財産については、ECT 47 条 3 のいわゆるサンセット条項により、脱退後 20 年間にわたり、ECT が引き続き適用される)¹⁸。

このような状況をふまえ、2018 年 11 月 27 日、ECT における最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議は、ECT の条文のうち現代化すべき点を列挙したリストを承認し、公表した¹⁹。この中には、ECT の保護を受ける投資財産及び投資家の定義、国家の規制権限、公正衡平待遇義務の定義、間接収用の定義、ISDS 手続の緒論点(明らかに法的根拠を欠く請求の取扱い、透明性、担保金、サード・パーティー・ファンディング(民間での仲裁費用補助の方策として、仲裁手続費用を第三者が支出する仕組み²⁰))等が含まれていた。**なお、この中には、多国間投資裁判所の追加等による ISDS の見直しに関する内容は含まれていない。**

また、2019 年 5 月 14 日、欧州委員会(European Commission)は、欧州連合理事会(Council of the European Union)に対して、世界で最も争われている投資協定(“the most litigated investment agreement in the world”)である ECT の条文が時代遅れであることを訴え、国家の規制権限に関する条文を新設すること、公正衡平待遇義務に違反する場合を限定列挙すること、収用に関する規定を明確化すること等の現代化の方向性を示すとともに、EU 加盟国を代表して、ECT の現代化に向けた交渉を行う権限を付与するよう求めた²¹。**なお、この際に欧州委員会が提出したメモランダムには、世界的に ISDS の見直しに向けた取組みが進行中であることをふまえ、ECT の ISDS 条項の現代化は、このような取組みの成果が現実化して初めて行われるべきである旨が記載されていた²²。**折しも、EU は、同時期に、2 つの投資家から EU のエネルギー政策が ECT に違反する旨、友好的な解決ができなければ、投資仲裁を提起する旨が記載されたレターを立て続けに受領していた(後に、一方の投資家は、友好的な解決ができなかったとして、ECT を根拠に、EU に対して投資仲裁を提起した。これは、国際機関である EU に対して投資仲裁が提起された初の事例となった²³)²⁴。

これを受けて、2019 年 7 月 15 日、欧州連合理事会は、欧州委員会が提示した ECT 現代化の方向性を承認し、同委員会に対して、ECT 現代化に向けた交渉をする権限を付与した²⁵。**特筆すべきことに、欧州連合理事会が示した ECT の現代化に向けた交**

¹⁷ <https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2017>

¹⁸ <https://www.globalinvestmentprotection.com/2016/01/06/italy-no-longer-member-of-energy-charter-treaty-hopes-to-avoid-more-arbitrations/>.

¹⁹ <https://www.energycharter.org/media/news/article/approved-topics-for-the-modernisation-of-the-energy-charter-treaty/>.

²⁰ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokusai_chusai/pdf/honbun.pdf.

²¹ <https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2017>.

²² https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/may/tradoc_157884.pdf.

²³ [Nord Stream 2 AG v. European Union, UNCITRAL.](#)

²⁴ <https://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/dispute-settlement/investment-disputes/>.

²⁵ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2019/07/15/council-adopts-negotiation-directives-for-modernisation-of-energy-charter-treaty/>.

渉の方向性と題するメモランダムには、欧州委員会の提案をさらに具体化し、EUは、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)及び投資紛争解決国際センター(ICSID)等において進行中の ISDS の見直しが ECT に適用されるよう努力すべきであり、これには、将来設立される可能性がある多国間投資裁判所の ECT への適用を確保することが含まれると記載されていた²⁶。

以上のような EU 側の動きの後、2019 年 11 月 6 日、エネルギー憲章会議は、ECT の現代化に向けた作業部会を設立すること、同作業部会に交渉権限を委任すること、最初の作業分會を同年 12 月 12 日のアルバニアにおけるエネルギー憲章会議の後に開催することを決定した²⁷。

3. 欧州委員会による改正案

欧州委員会は、数次にわたる修正を経て、2020 年 5 月 27 日、ECT の改正案を公表し、これをエネルギー憲章事務局に提出した²⁸。改正案の内容は多岐にわたるが、ECT の投資保護規律及び紛争解決規定に関する改正案の概要を簡潔にまとめると下表のとおりである。また、この表では、他の現代型投資協定の例として、EU・カナダ包括的貿易投資協定(CETA)と環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)を取り上げ、簡潔に ECT 改正案との比較を行った。

項目	現行条文	改正案(概要)	他の現代型投資協定
Part I 定義及び目的			
投資財産 (1 条 6 柱書)	投資家によって直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産をいう。	投資家によって直接又は間接に所有され又は支配されているすべての種類の資産であって、 一定の期間継続し、資本等のコミットメント、利益の見込み、リスクの引き受けといった性質を有するもの。	・CETA 8.1 条と同様。 ・CPTPP 9.1 条も概ね同様であるが、「一定期間の継続」要件を含んでいない。
投資家(法人) (1 条 7(a)(ii))	当該締約国[投資家の母国]において関係法令に従って組織された会社その他の組織。	当該締約国において関係法令に従って組織された会社その他の組織であって、 実質的な経済活動を営むもの。	・CETA 8.1 条と同様。 ・CPTPP 9.1 条は、「実質的な経済活動を営む」との要件を含んでいない。但し、利益の否認条項(9.15 条)に基づき、実質的な経済活動を行っておらず、かつ、非締約国の者に所有又は支配されている企業による投資について、投資受入国が投資章の利益を否認することができる。
Part III 投資の促進及び保護			
規制権限 (新設規定)		締約国は、正当な政策目的を実現するための規制権限を有することを再確認する。投資の促進及び保護に関する ECT の規定は、締約国が法又は規制を変更しないことを約束したものではない。締約国が、法又は契約に基づく特定の約束がない場合、又は、関連する規定に従って行う補助金の不実施、	・CETA 8.9 条と同様。 ・CPTPP 前文において「締約国が規制を行う固有の権利(inherent right to regulate)」を確認。さらに、同 9.16 条は、締約国が環境、衛生その他の規制上の目的のために投資章と整合的な措置を導入することを妨げない旨規定している。また、同 9.6.5 条は、補助金等の不実施、不更新、撤

²⁶ <https://data.consilium.europa.eu/doc/document/ST-10745-2019-ADD-1/en/pdf>.

²⁷ <https://www.energycharter.org/media/news/article/energy-charter-conference-gives-green-light-for-negotiations-on-modernisation-of-the-ect/>.

²⁸ <https://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=2148&title=Commission-presents-EU-proposal-for-modernising-Energy-Charter-Treaty>.

項目	現行条文	改正案(概要)	他の現代型投資協定
		<u>不更新、撤回は ECT に違反しない。</u>	回等それ自体は同条の規定する国際慣習法上の最低待遇基準に違反しないと、同 9.8.6 条は、改正案と同様の規定ぶりで、補助金等の不実施、不更新、撤回等が収用を構成しないことを確認する点で類似する。
公正衡平待遇義務 (現行 10 条 1 第 1-2 文、 改正案 10 条 1(i)(ii))	締約国は、この条約に従い、自国の地域内において他の締約国の投資家が投資を行うための安定した、衡平な、良好なかつ透明性のある条件を醸成する。この条件には、他の締約国の投資家の投資財産に対し、常に公正かつ衡平な待遇を与えるという約束を含む。	締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇を与える。 <u>締約国の行う以下の措置は公正衡平待遇義務違反を構成する。</u> (a) <u>裁判拒否</u> (b) <u>適正手続の根本的違反</u> (c) <u>明らかに恣意的な措置</u> (d) <u>明らかに不当な根拠に基づく差別</u> (e) <u>権利濫用的な措置</u> <u>締約国が公正衡平待遇義務に違反したか否かを判断するにあたっては、締約国が投資家が投資をする際に依拠した正当な期待を生じさせる特定の表明を行ったか、後にそれを裏切ったか否かを考慮することができる。</u>	・CETA 8.10 条と同様。 ・CPTPP 9.6 条は、公正衡平待遇義務を国際慣習法上の最低待遇基準と位置づけ(9.6.2 条柱書)、さらに、裁判拒否の禁止を含むこと(9.6.2 条(a))、締約国が投資家の期待に反する行動それ自体は国際慣習法上の最低待遇基準違反を構成しない旨を確認する(9.6.4 条)等、公正衡平待遇義務の内容を具体化する試みが見られる。もともと、改正案は限定列挙であるのに対し、CPTPP は、あくまで例示である点が異なる。
義務遵守条項(アンブレラ条項) (現行 10 条 1 第 3 文)	締約国は、他の締約国の投資家又は他の締約国の投資家の投資財産との間の契約上の義務を遵守する。	(削除)	・CETA 義務遵守条項なし。 ・CPTPP 義務遵守条項はなし。但し、TPP 協定には、投資家等が投資受入国の中央政府との間で締結した資源、発電、水道等のコンセッション、インフラ建設等に関する契約の違反を ISDS に付託することができる旨の規定あり(9.19.1 条)。同規定は、CPTPP により適用が停止されている。
最恵国待遇 (10 条 7)	締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動(略)に対し、当該締約国が(略)他の締約国又は第三国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動(略)に対して与える待遇のうち最も	締約国は、自国の地域における他の締約国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動(略)に対し、当該締約国が(略)他の締約国又は第三国の投資家の投資財産及び当該投資財産に関連する活動(略)に対して、 <u>同様の状況において与える待遇のうち最も有利なものよりも不利でないもの</u> を与える。 (i) <u>「待遇」には、国際協定に規定する紛争解決手続を含まない。</u>	・CETA 8.7.4 条に同様に規定あり。 ・CPTPP 改正案における追加文言のうち、(i)については 9.5.3 条と同様。(ii)については、同様の規定はなく、日本を含む一部の締約国が留保表において、CPTPP 発効前に締結した国際協定の規定についてのみ最恵国待遇の適用を除外している。投資仲裁の先例では、最恵国待遇条項に基づき、投資家は、投資受入国と第三国との間の投資協定に定められている、投資家にとってより有利な実体規定を援用することが認め

項目	現行条文	改正案(概要)	他の現代型投資協定
	有利なものよりも不利でないものを与える。	(ii) <u>締約国が第三国との間で締結した国際協定中の実体的な規定それ自体は、本項が定める「待遇」に該当しない。当該規定に基づく締約国の措置は、かかる待遇に該当し得るため、本項の違反を生じさせ得る。</u>	られてきたが ²⁹ 、改正提案は、このような援用を完全に封じる狙いがあると考えられる。
間接受用 (新設 Annex X)		締約国の措置が間接受用に該当するかどうかは、当該措置の経済的影響(単に投資財産の価値に対して不利な影響を与えたというだけでは間接受用に該当しない)、措置が行われた期間、措置の性質等を考慮し、事案毎に判断される。 <u>措置の効果がその目的に比して著しく過大であるという例外的な状況を除き、正当な政策目的の実現のために行われた、非差別的な措置は間接受用に該当しない。</u>	・CETA Annex8-A と同様。 ・CPTPP Annex 9-B と概ね同様。但し、正当な政策目的の実現のために行われる非差別的な措置であっても間接受用に該当する「例外的な状況」の内容を具体的にしていない。
Part V 紛争解決(投資家と締約国との間の紛争解決に限定)			
投資家と締約国との間の紛争解決 (26 条 3、4)	締約国は、(略)紛争をこの条の規定に基づいて国際的な仲裁又は調停に付託することについて無条件の同意を与える。	締約国は、紛争をこの条の規定に基づいて国際的な仲裁若しくは調停、又は、 <u>多国間投資裁判所に付託することについて無条件の同意を与える。</u> <u>紛争の当事者である締約国と投資家の母国がともに多国間投資裁判所が管轄権を有することに同意する場合、当該紛争は、ICSID、UNCITRAL、ストックホルム商工会議所の仲裁規則の定める仲裁規則等に基づく仲裁ではなく、多国間投資裁判所に付託される。また、投資家は、その母国が多国間投資裁判所の加盟国でなくとも、当該紛争を多国間投資裁判所に付託することができる。</u>	CETA 投資家は、仲裁に紛争を付託することはできず、同協定に基づき設立されるカナダ＝EU 間の投資裁判所(ICS)にのみ紛争を付託することができる。 CPTPP 投資家が紛争を付託することができるのは仲裁のみ。二国間の投資裁判所(ICS)や多国間投資裁判所は選択肢にはない。
明らかに法的根拠を欠く請求、法律上の問題として認容できない請求		<u>被申立人が申立人の請求について、明白に法的根拠を欠く、又は、法律上の問題として認容すること</u>	CETA 8.32 条及び 8.33 条と同様。 CPTPP 9.23.4 条と概ね同様。

²⁹ [White Industries Australia Limited v. The Republic of India, UNCITRAL, Final Award dated 30 November 2011, paras. 11.2.1-11.2.9; EDF International S.A., SAUR International S.A. and León Participaciones Argentinas S.A. v. Argentine Republic, ICSID Case No. ARB/03/23, Award dated 11 June 2012, paras. 921-937](#) (日本語での評釈として、石戸信平「投資協定仲裁判断例研究(43)『最恵国待遇条項を通じた投資受入国と第三国との間の投資協定中の義務遵守条項の援用(肯定)』(JCA ジャーナル 2013 年 3 月号))。

項目	現行条文	改正案(概要)	他の現代型投資協定
(新設規定)		<u>ができない旨の異議を述べた場合、仲裁廷は、かかる異議を迅速に判断しなければならない。</u>	
透明性 (新設規定)		<u>投資協定仲裁における UNCITRAL 透明性規則が適用され、同規則に加え、当事者は、仲裁手続において提出されたより幅広い文書を開示する義務を負う、又は、開示することができる。</u>	CETA 8.36 条と同様。 CPTPP 9.24 条は投資協定仲裁における UNCITRAL 透明性規則には言及していないがほぼ同趣旨の透明性を規定している。
担保金 (新設規定)		<u>仲裁廷は、投資家が仲裁費用に関する決定を遵守できない、又は、遵守しないであろうと判断する合理的な根拠がある場合、申立てにより、当事者の意見を聞いた上で、当該投資家に対して、仲裁費用の一部又は全部を担保として拠出するよう命じることができる。</u>	CETA 及び CPTPP に同様の規定はない。但し、投資仲裁の先例では、明示的な規定はなくとも、仲裁廷による暫定措置命令として担保の拠出が命じられたものがある ³⁰ 。さらに、直近の ICSID 規則改正でも一定の場合に担保金の拠出を命じる権限を仲裁廷に付与する規定が提案されている (ICSID Proposal for Amendment of the ICSID Rules Working Paper 4 における ICSID 仲裁規則 53 条等 ³¹)。
サード・パーティー・ファンディング (新設規定)		<u>資金提供を受けている当事者は、他方当事者及び仲裁廷に対して、提供者の名前、住所、受益者等を適時に開示しなければならない。</u>	CETA 8.26 条と同様。 CPTPP に同様の規定はない。
その他			
公債 (新設 Annex X)		<u>一定の場合、公債の再編に起因する紛争を ECT の定める紛争解決手続に付託できない。</u>	CETA Annex 8-B と同様。 CPTPP Annex 9-G と概ね同様。

4. 今後の展望

上記表を見ても分かるとおり、欧州委員会の提示した ECT の改正案は、投資保護規定に基づく国家の義務の内容を明確化し、国家の規制権限に配慮する規定を置いており、その内容のほとんどは、CETA だけではなく、CPTPP を含む現代型の投資協定に既に取り入れられているものであると評価することができる。しかし、他方で、**義務遵守条項の削除、最恵国待遇条項の限定等、ECT による投資家保護の水準を低下させる可能性が懸念される提案も見られる。企業としては、特に、これらの実体的な投資保護規定について、今後の改正交渉の帰趨を注視すべきであろう。**

³⁰ [RSM Production Corporation v. Saint Lucia](#), ICSID Case No. ARB/12/10, Decision on Saint Lucia's Request for Security for Costs dated 13 August 2014; [Manuel Garcia Armas et al. V. Bolivarian Republic of Venezuela](#), PCA Case No. 2016-08, Procedural Order No. 9 dated 20 June 2018; [Dirk Herzig as Insolvency Administrator over the Assets of Unionmatex Industrieanlagen GmbH v. Turkmenistan](#), ICSID Case No. ARB/18/35; Decision on the Respondent's Request for Security for Costs and the Claimant's Request for Security for Claim dated 27 January 2020 (もともと、*Unionmatex v. Turkmenistan* 事件の仲裁廷は、申立人による担保金の拠出が事実上困難であることが判明したため、2020年6月6日、申立人に対して担保金の拠出を命じた同年1月27日付けの決定を取り消す旨の決定を下した。なお、当該決定自体は、本ニュースレター執筆時点において非公表であるが、GAR Article: [ICSID panel rescinds security for costs order](#) が参考になる。)

³¹ https://icsid.worldbank.org/en/Documents/WP_4_Vol_1_En.pdf.

さらに、改正案の中では、EU が現在 UNCITRAL 第三作業部会において推進している多国間投資裁判所³²が、紛争解決手続の一つのオプションとして提示されている点も注目に値する。仮にこの提案が採用されたとしても、投資家としては引き続き仲裁を選択することができるため、直ちに問題は生じない。しかし、UNCITRAL 第三作業部会における「ISDS の改革」の議論においては、EU が主導する多国間投資裁判所を仲裁に替わる紛争解決制度として設立すべきとする立場と既存の仲裁制度を修正・発展させるべきとし、投資裁判所の設立には懐疑的な立場の対立が見られる³³。このような紛争解決機関の追加は、2018年11月にエネルギー憲章会議が示した現代化が必要な点のリストには含まれていないため、そもそも、多国間投資裁判所の追加が、「現代化」の交渉の範囲内か否かについても議論がありそうである。

エネルギー憲章会議において ECT の改正が採択されるためには、締約国の全会一致の合意が必要である(ECT36 条 1(a))。今後の交渉の行方が注目される。

以上



いしど しんぺい
石戸 信平

西村あさひ法律事務所 弁護士

s.ishido@jurists.co.jp

2009年弁護士登録、2012-2015年外務省国際法局経済条約課(課長補佐)、2016-2017年ロンドンの国際仲裁専門法律事務所スリークラウンズ法律事務所にて勤務。これまで、ICSID、UNCITRAL、ICC等の仲裁規則が適用される投資紛争解決において当事者を代理している。また、国際投資、サービス貿易、政府調達、宇宙法等の分野における国際ルールの形成、国内履行、民間による活用に精通し、これらの分野について国内外の企業、政府に対して助言を提供している。



かわさき まさき
川崎 勝暉

西村あさひ法律事務所 弁護士

m.kawasaki@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。国際仲裁、国際訴訟を中心に紛争解決業務を担当。ICC、SIAC、JCAA、UNCITRAL等の仲裁規則が適用される商事仲裁、投資仲裁において、代理人、仲裁人補助者を務めた経験を有する。また、CPTPP投資章に関する論文、日本が締結した投資関連協定に関する論文の執筆、日印包括的経済連携協定に関するセミナー、ICSID(投資紛争解決国際センター)、欧州委員会通商総局との共催セミナーに関与。元検察官。

V. 英国金融規制の施行予定がまとめられた Regulatory Initiatives Grid の初公表

執筆者: 山本 俊之、玄 唯真

英国において、イングランド銀行(Bank of England)、健全性監督機構(Prudential Regulation Authority)、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority)、決済システム監督機関(Payment Systems Regulator)及び競争・市場庁(Competition and Markets Authority)で構成され、財務省(HM Treasury)がオブザーバーを務める金融サービス規制イニシアチブフォーラム(Financial Services Regulatory Initiatives Forum)は、2020年5月7日に英国の今後の主要な金融規制の施行予定をまとめた「Regulatory Initiatives Grid」(グリッド)を初公表した³⁴。

グリッドは、今後の12ヶ月間に亘る主要な金融規制の導入に関するタイムラインを、短期(現時点～今夏中)・中期(今夏の終わり～2021年3月)・長期(2021年4月～)の観点から、図表で分かりやすく示している。元々の作成意図は当局間協調や規制下にある金融機関の規制対応円滑化にあったようだが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受ける金融業界の負担を緩和する一部の規制イニシアチブの取消し・延期も情報として含まれている。グリッドは1年間の試験的プログラムとのことであるが、将来的には対象期間を12ヶ月間から24ヶ月間へと拡張することも予定されている模様である。

グリッドに示された規制イニシアチブとして、例えば以下のものがあげられる。

³² 投資裁判所が、仲裁と大きく異なる点としては、当事者が判断権者を選任できない点、上訴審がある点が挙げられる。

³³ [https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-balanced-and-progressive-trade-policy-to-harness-globalisation/file-multilateral-investment-court-\(mic\)](https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-balanced-and-progressive-trade-policy-to-harness-globalisation/file-multilateral-investment-court-(mic)).

³⁴ <https://www.fca.org.uk/publication/corporate/regulatory-initiatives-grid.pdf>

項目	時期	新型コロナウイルス感染症による時期変更
2021 年探索的シナリオ(気候変動リスクを対象とするストレステスト)	少なくとも 2021 年中頃まで延期	あり
オープンバンキング実施の最終段階	2020 年第 3～第 4 四半期にシステム及びプロセス変更の実施	あり
上場会社の気候関連開示の強化	2020 年 10 月 1 日に協議終了 2021 年に施行計画	あり
金融行為規制機構による国際金融機関の支店に対する許可及び監督アプローチに関するガイダンス	2020 年第 3/第 4 四半期に協議 2021 年第 1 四半期に施行	なし
Brexit 移行期間後の金融サービス規制の導入	2020 年 12 月 31 日	なし
LIBOR からの移行	2021 年末	なし
非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の段階的施行	2021 年 9 月 1 日:Phase 5 の施行 2022 年 9 月 1 日:Phase 6 の施行	あり
バーゼル 3.1 の国際的な実施期限	2023 年 1 月 1 日	あり

英国において金融サービス業を行う主体は、新たに導入される規制にどのように、そしていつまでに対応するのかを検討する必要があることから、グリッドはその初期的な確認手段として役立つのではないと思われる。また、最近になって金融庁・日本銀行より「Dear CEO レター」³⁵が発出された LIBOR 移行問題や、非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の段階的施行の再延長³⁶のように、日本の金融機関にとってもその対応が課題となっている国際金融規制にもグリッドは言及している。さらに、英国の EU 離脱に伴う 2020 年 12 月 31 日までの移行期間も意識された記載もグリッドに含まれている。



やまもと としゆき
山本 俊之

西村あさひ法律事務所 弁護士

to_yamamoto@jurists.co.jp

2009 年弁護士登録。アセットマネジメントやデリバティブを中心に、金融取引やレギュレーション、当局対応・海外紛争案件にも関与。弁護士登録前は、2000-2005 年まで株式会社格付投資情報センター(R&I)、2007-2008 年までメリルリンチ日本証券株式会社にてそれぞれアナリスト業務に従事。日本証券アナリスト協会認定アナリスト、国際公認投資アナリスト。



げん ゆうじん
玄 唯真

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_gen@jurists.co.jp

2015 年弁護士登録。不動産ファイナンス、プロジェクトファイナンス、バンキング、金融業規制/コンプライアンス、Fintech を中心とする案件に関与。近時の共著作として、「The Real Estate Law Review - Ninth Edition: Japan」があり、また、昨年「暗号資産(仮想通貨)の法的諸問題～資金決済に関する法律、金融商品取引法の改正を踏まえた留意点～」と題するセミナーも実施。

³⁵ <https://www.fsa.go.jp/policy/libor/dearceoletter20200601.pdf>

³⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20200415-1.html>

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPR を含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。